

居住費用・食費の見直し

- 居住費用や食費は、原則として保険外に
 - ・ 居住費用：「個室」と「多床室」の居住環境の違いを考慮した取扱い
 - ・ 食費：食材料費と調理コスト相当

特別養護老人ホームの入所者（要介護5・甲地）における利用者負担の変化
（モデル 万円/月）

保険料段階		現 行			見直し後		
		1割負担	居住費	食費	1割負担	居住費	食費
新・第6段階～	個室	9.7～10.7	3.1	4.0～5.0	2.6	6.0	4.8
	多床室	5.6	3.0	—	2.9	1.0	4.8
新・第3段階	個室	7.0～8.0	2.5	3.0～4.0	2.5	5.0	2.0
	多床室	4.0	2.5	—	2.5	1.0	2.0
新・第2段階	個室	5.5	1.5	2.0～3.0	1.5	2.5	1.5
	多床室	2.5	1.5	—	1.5	1.0	1.5
第1段階	個室	4.5～5.5	1.5	2.0～3.0	1.5	2.5	1.0
	多床室	2.5	1.5	—	1.5	0.0	1.0

減価償却費＋
光熱水費相当

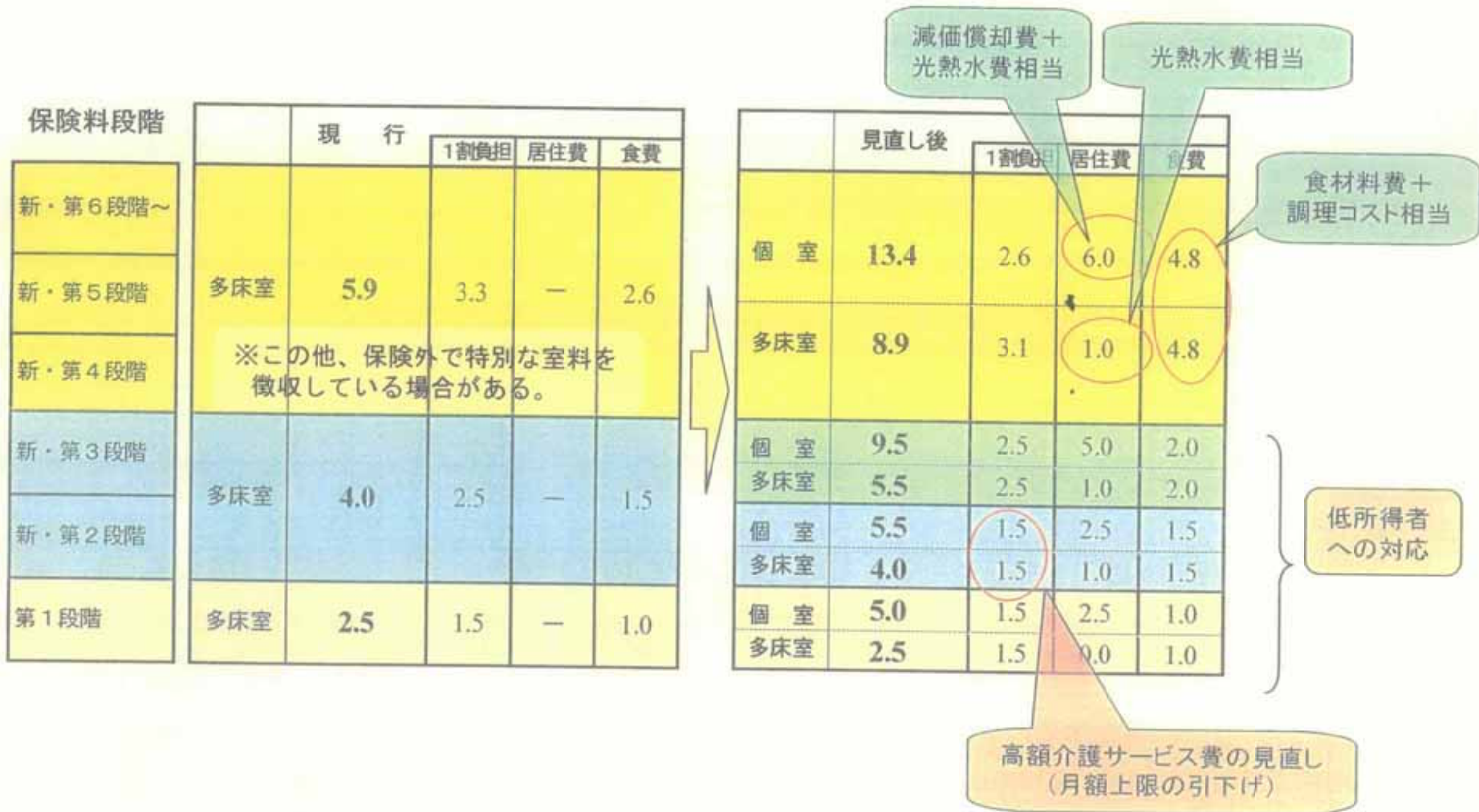
光熱水費相当

食材料費＋
調理コスト相当

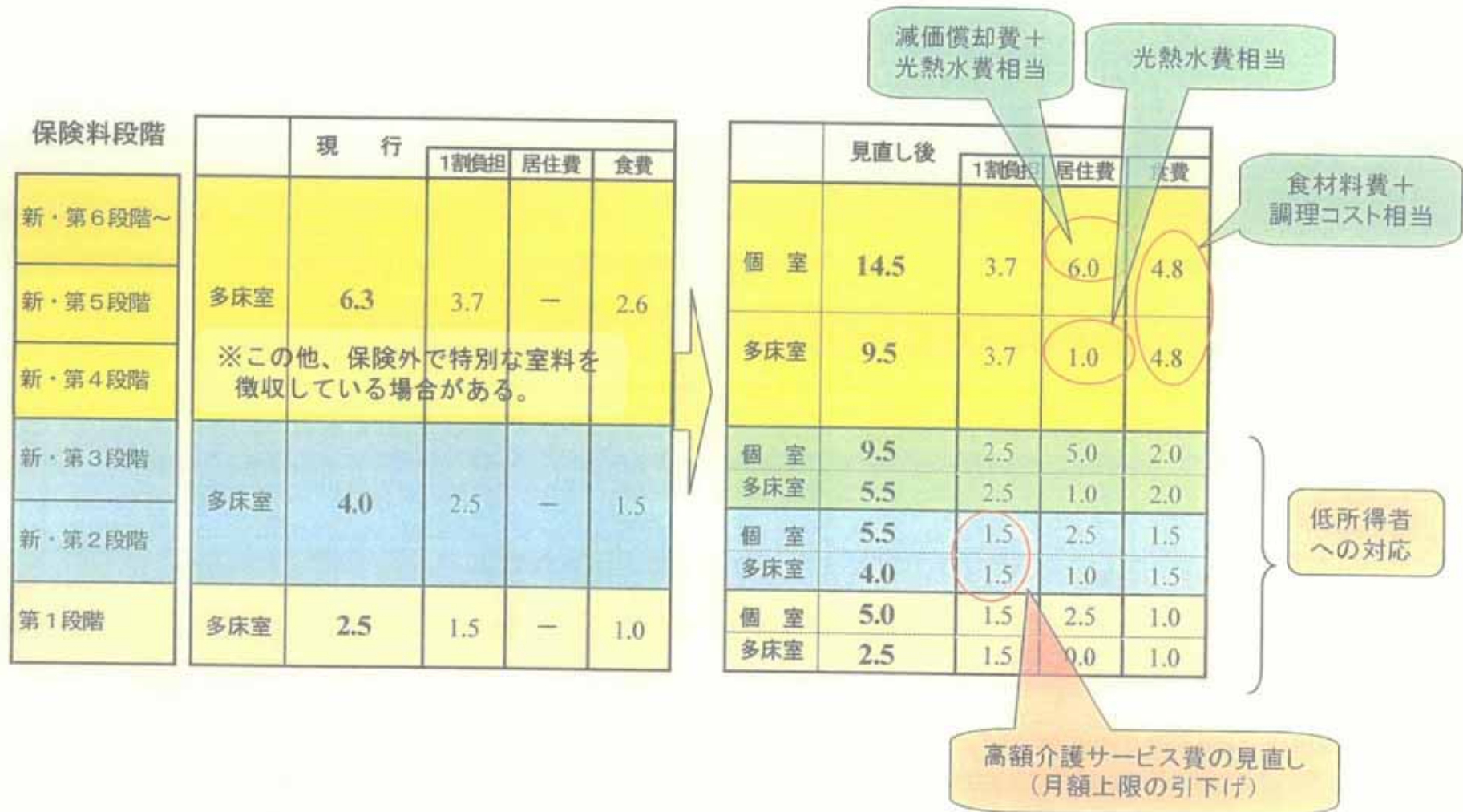
高額介護サービス費の見直し
（月額上限の引下げ）

低所得者
への対応

老人保健施設の入所者（要介護5・甲地）における利用者負担の変化
（モデル 万円／月）



介護療養型医療施設の入所者（要介護5・甲地）における利用者負担の変化
（モデル 万円/月）



保険料段階の考え方

※保険料段階の第1段階～新第3段階（現行の第1段階及び第2段階）が低所得者対策の対象範囲となる。

現 行		見 直 し 後		(参考) 対象者見込数
第1段階	生活保護受給者等	第1段階	同 左	約2%
第2段階	市町村民税・世帯非課税	第2段階	○ 市町村民税・世帯非課税 ○ 高齢者本人／年金収入が80万円以下 であって、年金以外に所得がない者	約34% (新第2段階は、 旧第2段階 の約5割)
		第3段階	○ 市町村民税・世帯非課税であって、 第2段階に該当しない者	
第3段階	市町村民税・本人非課税	第4段階	同 左	約39%
第4段階	市町村民税・本人課税 (本人の合計所得金額が 一定額(注)未満)	第5段階	同 左	約13%
第5段階	市町村民税・本人課税 (本人の合計所得金額が 一定額以上)	第6段階	同 左	約12%

※ 見直し後の第2段階は、具体的には、公的年金等控除の最低保障額を140万円→80万円に変更し計算した、地方税法上の合計所得金額が0円以下の者が対象。

※ 保険料段階の設定は、上記の標準を参考とし、市町村が条例により独自に定めることを可能とする。

注)平成15年～17年度:200万円